

# 第3次白石町 男女共同参画推進プラン DV被害者支援基本計画

5 ジェンダー平等を  
実現しよう



《ジェンダー平等を実現しよう》

佐賀県白石町

令和3年4月



# — 目 次 —

## 第1章 第3次白石町男女共同参画推進プラン

### 第1節 推進プランの概要

- I 推進プラン策定の趣旨・・・・・・・・P1
- II 推進プランの位置づけ・・・・・・・・P1
- III 推進プランの期間・・・・・・・・P2
- IV 推進プランの推進体制・・・・・・・・P2

### 第2節 推進プランの内容

- I 基本理念・・・・・・・・P3
- II 基本目標・・・・・・・・P3
- III 体系図・・・・・・・・P4
- IV 具体的取り組み・・・・・・・・P5

## 第2章 第3次白石町DV被害者支援基本計画

### 第1節 計画の概要

- I 計画策定の趣旨・・・・・・・・P16
- II 計画の位置づけ・・・・・・・・P16
- III 計画の期間・・・・・・・・P17
- IV 計画の推進体制・・・・・・・・P17

### 第2節 基本計画の内容

- I 基本理念・・・・・・・・P18
- II 基本目標・・・・・・・・P18
- III 体系図・・・・・・・・P19
- IV 具体的取り組み・・・・・・・・P20

# 第1章 第3次白石町男女共同参画推進プラン

## 第1節 推進プランの概要

### I 推進プラン策定の趣旨

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。

しかしながら、性的役割分担意識がまだ根強く残っていることや、女性活躍の認識が進んでいないこと、また「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現不足等の改善すべき問題点はまだまだ存在しており、男女共同参画が十分に進んでいるとは言えない状況です。

本町では、平成19年2月に「第1次白石町男女共同参画推進プラン」を策定し、以降、これまで男女共同参画社会の実現に向け各種施策に取り組んできましたが、今後も引き続き総合的かつ計画的に取り組んでいくため、今回「第3次白石町男女共同参画推進プラン」を策定しました。

### II 推進プランの位置づけ

本計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、白石町における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。策定にあたっては、国や県の計画を踏まえるとともに、「白石町総合計画」をはじめとする各種計画との整合性を考慮しています。

また、具体的取組の「基本目標2：だれもが活躍できる環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」第6条第2項に基づく、「本町における女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する施策についての計画（以下、「女性の活躍推進計画」）に位置付けます。

さらに、本計画は、SDGsの17の目標でうたわれている「5 ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資するものです。

### Ⅲ 推進プランの期間

この計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年計画とします。ただし、社会情勢の変化を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。

### Ⅳ 推進プランの推進体制

男女共同参画に関する施策は広範囲および多岐に渡ることから、本計画を着実に推進していくため、町の各課・各機関が一体となって取り組みます。また、佐賀県および関係機関と連携を図り、総合的に男女共同参画の推進に取り組みます。

#### （1）庁内推進体制の整備

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画担当部署である総合戦略課が主体となり、関係各課との調整・連携を図りながら、全庁的に施策に取り組みます。また、職員の男女共同参画に関する意識啓発に努めます。

#### （2）町民参画の促進

町民及び町民グループ、事業者等に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取り組みに対する支援を行います。

#### （3）関係団体や事業者との連携

市民社会組織（CSO）等各種団体等や事業者と連携し、相互に協力し合える体制づくりを進めます。

## 第2節 推進プランの内容

白石町では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「第3次白石町男女共同参画推進プラン」を策定しました。このプランは、男女がお互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために推進していく施策の指針として定めるものです。なお、「第2次白石町男女共同参画推進プラン」の基本的な考え方を継承するとともに、法令や国・県の第5次男女共同参画基本計画との整合性を図りながら、実行性のあるプランとします。

### I 《基本理念》

「男女共同参画社会の実現<ジェンダー平等を実現し、だれもが活躍しやすいまちづくり>」を基本理念とし、あらゆる施策に反映させることができるよう推進します。

### II 《基本目標》

- ① だれもがともに尊重し合える意識づくり
- ② だれもが活躍できる環境づくり（女性の活躍推進計画）
- ③ だれもが健康で安心して暮らせるまちづくり
- ④ 調和のとれた男女共同参画社会づくり

### Ⅲ 体系図：白石町男女共同参画推進プラン

[ 基本理念 ]

## 男女共同参画社会の実現

〈ジェンダー平等を実現し、だれもが活躍しやすいまちづくり〉

#### 目 標

1  
だれもがともに尊重し合える意識づくり

2  
だれもが活躍できる環境づくり  
(女性の活躍推進計画)

3  
だれもが健康で安心して暮らせるまちづくり

4  
調和のとれた男女共同参画社会づくり

#### 基 本 策

- ①家庭生活における意識高揚
- ②学校等における男女共同参画に関する教育の充実
- ③生涯学習における男女共同参画の推進

- ①雇用の場における男女共同参画の推進
- ②男女が共に働きやすい環境整備
- ③経営への女性参画の推進と自営業における男女共同参画の推進

- ①男女の生涯にわたる心と体の健康づくり
- ②防災分野における男女共同参画の推進
- ③男女が安全で安心して暮らせる地域づくり

- ①政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ②地域活動への参加促進
- ③すべての人に優しい社会づくり
- ④国際化に対応した男女共同参画社会づくり

## IV 具体的取り組み

### 《基本目標 1》だれもがともに尊重し合える意識づくり

#### [現状と課題]

国が実施した「令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「平等」と回答した割合は21%となっています。その背景には、性的役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。

このような現状を踏まえ、男女がともに男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、性的役割分担意識を払拭し、旧来からの社会制度や慣行にとらわれない意識づくりが重要です。また、男女共同参画の視点に立ち、男女の人格を尊重する教育によって次代を担う子どもたちの男女共同参画意識を育むとともに、生涯にわたって家庭や学校、地域などのあらゆる場において男女共同参画を推進する教育や学習を実施することが必要となっています。

## 【基本施策①】家庭生活における意識高揚

### 具体的施策

#### (1) 性的役割分担意識の改革

町の広報媒体（町報、ホームページ）等を活用し、家事・育児・介護等に対して、男女が協働し責任を分かち合う意識の啓発を行います。また、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めます。

#### (2) 男性の家庭生活への参加促進

家事、育児をとともに担うために、男性の家事エンパワーメントとしての料理教室や父親の育児参加の推進を行います。

#### (3) 男女共同参画推進のための学習機会の提供

男女共同参画の推進に関する講演会やセミナー等を企画します。

## 【基本施策②】学校等における男女共同参画に関する教育の充実

### 具体的施策

#### (1) 教育の場における男女共同参画意識の形成

両親による保育参観、授業参観を推進し、家庭や保育・教育の場における男女共同参画意識の形成を図ります。

#### (2) 性別にとらわれない職業選択

職業体験の実施と個人の能力や適正に応じ、性別にとらわれない進路指導を実施します。

#### (3) 保育士や教職員の男女共同参画意識の啓発

男女共同参画啓発の講演会やセミナー等への参加を推進し、男女平等教育のための教育関係者の意識啓発を行います。

#### (4) いのちを大切にす教育の充実

性教育の計画的な実施、道徳教育の充実、保育体験の実施など人権・生命の尊重に基づいた性教育・健康教育の推進を行います。



## 【基本施策③】生涯学習における男女共同参画の推進

### 具体的施策

#### (1) 人権や男女共同参画の視点に立った事業の推進

生涯学習等の推進については、人権の尊重と男女共同参画の視点に配慮し、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。

#### (2) 男女共同参画の学習機会の提供

国・県等の主催で開催される男女共同参画に関連のある講演会やセミナー等への参加を推進します。

## 《基本目標 2》だれもが活躍できる環境づくり

### (女性の活躍推進計画)

#### [現状と課題]

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、女性の労働力がますます求められています。すべての女性が自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等のあらゆる場面において活躍できることが重要です。しかしながら、女性が出産や育児を経験した後に、多様な働き方を選択できず、賃金・待遇・管理職への登用等、女性を取り巻く就業の課題が依然として存在しています。また、農林漁業や商工業などにおいて、女性は男性同様に経営の担い手であり、社会・経営参画をすることが必要ですが、農作業や家業等の他に、家庭のことも担っているという現状があります。このような現状を踏まえ、性別に関係なくすべての人が働き方や暮らし方の意識を変え、職業全体で男女の均等な機会と待遇の確保に努めるとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を推進し、多様で柔軟な働き方のニーズに対応できるような環境を整備することが必要です。

## 【基本施策①】雇用の場における男女共同参画の推進

### 具体的施策

#### (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、特定事業主行動計画に基づき、職場においてその能力を十分発揮できるよう支援します。また、町内企業への働きかけを促進します。

#### (2) 女性の就労・能力開発のための支援

女性管理職の育成や女性の就業継続に向けた研修の実施等を行うとともに、企業等における経営者等の理解を促進し、女性の活躍を応援します。

## 【基本施策②】男女が共に働きやすい環境整備

### 具体的施策

#### (1) 企業等へ情報の提供など啓発活動

町内企業等に対し、職場における性別的役割分担意識の解消への啓発や男性職員の育児休業が図られるよう、広報媒体（町報、ホームページ）などを活用し、普及・啓発に努めます。

#### (2) 職場における暴力の根絶

広報媒体（町報、ホームページ）やパンフレット等を活用し、職場における身近な人権問題であるハラスメント等の防止に向けた啓発活動を行います。また、対応策や相談窓口についての情報提供などに努めます。

## 【基本施策③】経営への女性参画の推進と自営業における男女共同参画の推進

### 具体的施策

#### (1) 農林漁業及び商工業など自営業における女性参画の推進

女性の農林漁業・商工業の経営への主体的参画と職業能力の向上のための研修会などへの参加を推進し、女性リーダーや女性起業家の更なる育成に努め、女性が働きやすい環境の整備などへの取り組みを支援します。

#### (2) 「家族経営協定」締結等の推進

農業の家族従事者の労働条件が改善されるよう「家族経営協定」の締結を推進します。

## 《基本目標3》だれもが健康で安心して暮らせるまちづくり

### [現状と課題]

白石町において、少子高齢化・人口減少の問題が急速に進んでいます。男女が、ともに互いの身体的性差を十分に知り、次世代へ命をつなぐ大事な役割を担っていることを理解することが肝要です。また、心身の健康は、社会的要因によって大きく影響を受ける面があり、その内容は男女で異なるため、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。

さらに、近年、集中豪雨や地震などの自然災害が増えており、町民の防災意識は高まっていると考えられますが、その一方で、避難所などで男女の異なるニーズや状況への配慮が十分でないこと、地域住民同士のつながりが希薄になっていることなどが指摘されています。このため、特に災害時においては、男女共同参画の視点から多様性に配慮された防災体制の確立や、災害対応が行われることが必須です。

## 【基本施策①】男女の生涯にわたる心と体の健康づくり

### 具体的施策

#### (1) 母性への理解と意識啓発

学習指導要領に基づき児童生徒の心身の発達段階に応じた「性に関する指導」や妊娠ステージに応じた保健指導など、女性の「産む性」への理解と、出産への対等な意識啓発を行います。

#### (2) 男女のライフステージに対応した健康支援

男女によって症状や頻度が異なる病気があるなど、性差をお互いが十分に理解し合い、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができる取り組みを推進します。

#### (3) 文化・スポーツの推進による心身の健康づくり

年齢・性別・障害のあるなしに関係なく、誰もが文化・スポーツを楽しむことができる環境作りに取り組みます。

#### (4) 結婚活動の支援

婚活サポーターを設置し、結婚希望者に対する相談体制を充実していくとともに、新婚世帯に対する支援の充実を図ることで、幸せな家庭づくりを推進します。

## 【基本施策②】防災分野における男女共同参画の推進

### 具体的施策

#### (1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

町民に対する防災意識の普及啓発、防災学習を推進し、男女のニーズの違いを踏まえた災害対応を確立します。また、「白石町地域防災計画」及び県の計画に基づき、共同参画の視点からの取り組みに関する理解促進を図ります。

#### (2) 防災分野への女性の参画推進

自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、防災訓練や防災リーダー研修などへの女性の参画を推進し、女性リーダーの育成を図ります。

## 【基本施策③】男女が安全で安心して暮らせる地域づくり

### 具体的施策

#### (1) 暴力根絶のための環境づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）防止、高齢者虐待防止及び児童虐待防止に関する町民への啓発を推進し、性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）やあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行います。また、高齢者虐待防止や児童虐待防止については、家族や関係機関のネットワークづくりを推進します。

#### (2) 相談体制の充実

高齢者や障害者自立支援のための地域生活支援事業での相談支援の充実を図ります。また、佐賀県 DV 総合対策センターの周知、役場での女性総合相談の継続により、DV 被害者への相談体制の充実を図ります。

#### (3) 子どもの安全への取り組みの推進

児童の安全を守るために、地域づくり協議会等による登下校の見守り活動の推進や白石町青少年育成町民会議、PTA、地域ボランティアによる安全巡回を推進します。

## 《基本目標4》調和のとれた男女共同参画社会づくり

### [現状と課題]

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展・住民ニーズの多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会情勢の変化に対応できる持続可能な地域を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい地域社会の実現に繋がります。しかしながら、本町における審議会などの女性委員の割合は33.9%（令和2年度）と県内市町平均の33.8%を若干上回るものの、佐賀県の43.5%や国の40.7%を下回っている状況です。このため、女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女が責任をもって地域活動等の様々な分野に参画できるよう意識啓発と環境づくりが必要です。

また、子育て中の男女、高齢者・障害のある人や、そのほか様々な状況にある人などが、安心して暮らせる地域社会となるためには、行政や関係団体等が密接に連携し、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、仕事や地域活動等に参加できるような取り組みも必要となります。

## 【基本施策①】政策・方針決定過程への女性の参画促進

### 具体的施策

#### (1) 審議会等への男女共同参画の推進

各審議会において、女性割合が40%になるように委員選定時に積極的な登用を促進します。

#### (2) 能力開発のための学習機会の充実

県などが実施する女性リーダー育成の研修会へ、男女共同参画を推進する女性の派遣や情報提供を行います。

#### (3) 男女共同参画社会づくりを推進する団体への支援

男女共同参画を推進する団体の育成と財政面などでの支援を行い、各分野における女性の活躍を推進します。

## 【基本施策②】地域活動への参加促進

### 具体的施策

#### (1) 地域活動の場における男女共同参画の促進

性的役割分担意識や慣行についての見直しに関する啓発、地域リーダーへの意識啓発を行い、男女が対等な立場で意思決定ができる環境づくりを促進します。

#### (2) 意思決定の場への女性参画の促進

地区の役員選出等に対する男女の意識改革を推進し、性別にこだわらない選任を促進します。

## 【基本施策③】すべての人に優しい社会づくり

### 具体的施策

#### (1) 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

高齢者や障害のある人が地域の中で、いきいきと社会参画し活動できる環境づくりを推進します。

#### (2) 子どもを育てやすい環境づくり

「子ども・子育て支援計画」に基づき、子育て支援を拡充するとともに、子育て家庭への情報提供及び相談体制の充実を図ります。



### (3) 性の多様性に関する正しい理解や認識を深める社会づくり

様々な性的指向や性同一性障害を理由として生きづらい状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発活動を促進します。

## 【基本施策④】国際化に対応した男女共同参画社会づくり

### 具体的施策

#### (1) 国際理解のための学習機会の充実

多様な文化や言葉、価値観に触れることのできるよう、外国語教育を充実させ、国際化に対応できる人材育成に努めます。

#### (2) 国際交流・協力の推進

町内在住の外国人と町民の交流を促進し、外国人への理解を深めるよう努めます。また、町内在住の外国人が安心して暮らせるように、外国人向けの生活・防災情報の提供などの支援を行います。

## 第2章 第3次白石町DV被害者支援基本計画

### 第1節 計画の概要

#### I 計画策定の趣旨

DV（配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からの発見が困難な家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者の救済が困難な状況にあります。特に、DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の大きな妨げとなっています。

国においては、平成13年4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、DV防止法）」を制定し、DVを防止し被害者を保護するための施策が講じられてきました。

本町では、国や県の計画に基づき、平成27年6月に「第2次白石町DV被害者支援基本計画」を策定し、関係機関との連携促進を図ってきました。今後も引き続き、被害者が安全に安心して暮らせる社会の実現を目指すために、第2次基本計画の考え方を継承するとともに、関係法令・県計画等との整合性を図りながら、新たに計画を策定しました。

#### II 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく基本計画です。

国や県の計画を踏まえるとともに、本町の実情に即した計画とします。

また、本計画は、SDGsの17の目標でうたわれている「5 ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資するものです。

### Ⅲ 計画の期間

この計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年計画とします。ただし、国や県の方針が改正された場合及び計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ内容の見直しを行います。

### Ⅳ 計画の推進体制

白石町DV被害者支援基本計画の推進にあたって、多岐にわたる施策を総合的に実施していくために、佐賀県DV総合対策センターをはじめとする関係機関との連携を図ります。

## 第2節 計画の内容

白石町においては、「第3次白石町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画を推進する中で、配偶者からの暴力の防止及び被害者への支援を総合的・計画的に推進するために、「第3次白石町DV被害者支援基本計画」を策定しました。この計画に基づき、総合的かつ計画的にDV対策の充実・強化を図るとともに、町民には、この計画の推進についての理解と協力を期待するものです。

については、「第2次白石町DV被害者支援基本計画」の基本的な考え方を継承するとともに、関係法令、県計画等との整合性を図りながら策定しました。

### I 《基本理念》

「男女がお互い認め合い、安心して暮らせる社会の実現」を基本理念とし、あらゆる施策に反映させることができるよう推進します。

### II 《基本目標》

- ① 暴力を許さない環境づくり
- ② 安心して相談できる体制づくり
- ③ 保護及び安全体制づくり
- ④ 自立支援の体制づくり

### Ⅲ 体系図：白石町DV被害者支援基本計画

[ 基本理念 ]

男女がお互い認め合い、安心して暮らせる社会の実現

目 標

1  
暴力を許さない環  
境づくり

2  
安心して相談でき  
る体制づくり

3  
保護及び安全体制  
づくり

4  
自立支援の体制づ  
くり

基 本  
施 策

- ①広報・啓発推進
- ②若い世代に対するDV防止の推進
- ③家庭から発生する虐待防止対策の推進
- ④町職員に対する意識啓発の実施
- ⑤災害時の女性に対する性暴力などへの対策

- ①総合相談窓口の周知と相談員の育成
- ②各部署との連携
- ③関係機関との連携
- ④苦情処理の対応

- ①被害者の通報の周知や適切な情報提供
- ②被害者の安全確保と一時保護の実施
- ③個人情報保護の徹底
- ④加害者への対応体制の整備

- ①被害者の生活支援
- ②被害者の住宅支援
- ③DV家庭の子どもへの支援

## IV 具体的取り組み

### 《基本目標 1》暴力を許さない環境づくり

#### 【現状と課題】

DV、性犯罪、性暴力等の暴力は被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者であることから、男女共同参画社会を形成していくうえで解決しなければならない重要な課題です。

また、DV防止のためには、早期の啓発・教育が欠かせません。いわゆるデートDVのように、恋人同士など若者の間でもDVが起こることは様々な調査結果において指摘されています。若い世代がDVについての認識を深めることは、将来的に加害者や被害者の発生防止にもつながることから、DV防止教育を推進することが重要です。

白石町では、人権が尊重され、基本的人権として侵しえないものであるという考え方のもと、DVに対する正しい理解と認識を図るため、広く町民に対して普及啓発を行うとともに、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識啓発活動を積極的に行います。

## 【基本施策①】 広報・啓発推進

### 具体的施策

#### (1) 町民へのDV防止に関する広報・啓発の推進

広報誌、ホームページ、チラシ等を活用し、広く町民に対して啓発を実施します。DVに対する正しい理解と認識を図るため、佐賀県配偶者暴力相談支援センターなどによる講座を計画します。また、DV相談窓口を記載したカード等を町内公共施設に設置します。

## 【基本施策②】 若い世代に対するDV防止の推進

### 具体的施策

#### (1) 義務教育の場においてDV防止教育の推進

若い世代の被害者や加害者の発生を防止するため、小・中学校において、男女を問わずあらゆる暴力を許さない意識の啓発に努めます。

#### (2) 社会教育の場でのDV防止教育の推進

DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため、地域などにおいて、DV防止教育・啓発を実施します。

## 【基本施策③】 家庭から発生する虐待防止対策の推進

### 具体的施策

#### (1) 家庭から発生する虐待防止対策の推進

福祉関係機関、民生児童委員との連携を図り、虐待の早期発見と防止対策を推進します。

## 【基本施策④】 町職員に対する意識啓発の実施

### 具体的施策

#### (1) 町職員に対する意識啓発の推進

DVに対する正しい理解と認識を図るための研修を実施します。

## 【基本施策⑤】 災害時の女性に対する性暴力などへの対策

### 具体的施策

#### (1) 災害時の女性に対する性暴力などへの対策

災害時の避難所において、女性に対するDVや性被害、性暴力への防止対策を図ります。

## 《基本目標 2》安心して相談できる体制づくり

### 【現状と課題】

佐賀県内におけるDV関連の相談件数は、高い水準で推移している状況であり、白石町においても県立男女共同参画センターから専門相談員を派遣していただき、毎月第2金曜日に役場相談室で女性総合相談会を開催しているところです。

DVは家庭内で起こることが多いために被害が潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、発見が遅れる要因となっています。加えて、被害者は孤立している場合が多く、また自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識が乏しいために相談に至らない場合もあります。DV被害を深刻化させないためには早期の発見と対応が重要です。

また、DV防止法では、被害者を発見した者は、その旨を県配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めなければならないとされています。広く町民がDVに対する理解を深め、被害者を発見した場合には、直ちに通報へつながるよう周知を図っていく必要があります。



## 【基本施策①】総合相談窓口の周知と相談員の育成

### 具体的施策

#### (1) 総合相談窓口の周知

DV被害者が相談窓口の存在を知り、安心して相談できるように相談窓口の周知を図ります。

#### (2) 相談員の育成

多様な相談に対応するため、相談員や行政担当者への研修を実施し、人材の育成を行うとともに、二次被害を起こさないための対応体制の整備に努めます。

## 【基本施策②】各部署との連携

### 具体的施策

#### (1) 各部署との連携

被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより、情報の共有化や二次被害の防止に努めます。

## 【基本施策③】関係機関との連携

### 具体的施策

#### (1) 関係機関との連携

佐賀県配偶者暴力相談支援センター、県保健福祉事務所、警察署、法務局など幅広い関係機関との連携を強化するように努めます。

## 【基本施策④】苦情処理の対応

### 具体的施策

#### (1) 苦情処理の対応

被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、処理結果について可能な限り申出人へ説明を行います。

## 《基本目標 3》 保護及び安全体制づくり

### 【現状と課題】

DVは、命に危険があるほどの暴力事例も多く見受けられます。特に児童が同居する家庭におけるDVは、児童虐待に繋がっているケースが多く、痛ましい事件も起きています。また、高齢者に対する暴力も少なくありません。これらのケースへの対応には児童相談所や警察、配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関と強く連携する必要があります。

被害者の安全と安心の確保は、被害者支援の要です。被害者の支援は、幅広い分野にわたるため、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

そのためには、関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、情報交換から具体的事案に即した協議に至るまで、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

また、被害者からの相談の中で様々な関係機関における二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）の訴えがあり、こうした被害を起こさない対応体制の整備が求められています。

## 【基本施策①】被害者の通報の周知や適切な情報提供

### 具体的施策

#### (1) 被害者の通報の周知や適切な情報提供

DVに気づき、早期に被害者を発見し、適切な相談機関につないでもらうよう、通報の必要性等の啓発を行います。

## 【基本施策②】被害者の安全確保と一時保護の実施

### 具体的施策

#### (1) 被害者の安全確保と一時保護の実施

被害者が保護を求めた時点から、県内の一時保護施設に入所するまでの安全を確保します。被害者が安心して情報提供や支援を受けられるよう、また短期間に様々な手続きを適切に進められるよう、同行支援を実施します。

## 【基本施策③】個人情報保護の徹底

### 具体的施策

#### (1) 個人情報保護の徹底

被害者の住所の変更や町営住宅入居、生活保護や児童扶養手当、児童手当、その他各種証明書交付等について、関係窓口と連携を取り合い、情報が漏れないよう配慮しながら迅速な対応を行います。

## 【基本施策④】加害者への対応体制の整備

### 具体的施策

#### (1) 加害者への対応体制の整備

被害者の緊急保護や一時保護、施設入所などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれがある場合には、警察と連携して警戒措置を講ずるなどの体制の整備を行います。

## 《基本目標4》 自立支援の体制づくり

### 【現状と課題】

DV被害からの回復や生活再建には長い時間がかかるため、DV被害の早期発見から被害者の自立まで、関係機関のきめ細かな連携により、被害者への支援が分断されることのないよう、また被害者の意思と選択が尊重されるよう一貫し継続した支援を行う必要があります。

被害者が自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等があり、課題解決に関わる関係機関等は多岐にわたります。被害者を物心両面から支え、継続した支援ができるよう関係機関との連携を進める必要があります。

また、被害者は相談の段階から新たに生活を始めた後もなお、精神的に不安定な状態であることが多いため、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められます。

## 【基本施策①】被害者の生活支援

### 具体的施策

#### (1) 被害者の生活支援

被害者の住所変更や生活保護の適用、母子生活支援施設、児童扶養手当、児童手当等の手続きなどが円滑に行われるよう関係機関との連携を取り、情報提供や就業支援を行います。

#### (2) 自立のための心とからだのケアの充実

心のケアが必要な被害者に対しては、医療機関や精神科医、カウンセラー等との連携に努め、町、県保健福祉事務所など関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。

## 【基本施策②】被害者の住宅支援

### 具体的施策

#### (1) 被害者の住宅支援

被害者の安全と生活自立のため町営住宅への優先入居の検討を進めていきます。

## 【基本施策③】DV家庭の子どもへの支援

### 具体的施策

#### (1) 被害者に同伴する子どもへの支援体制の整備

被害者に同伴する子どもに対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、体制の整備を推進します。

#### (2) 子どもの就学・保育等の受入体制の整備

転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備を推進します。また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を推進します。

#### (3) 接近禁止命令への対応

被害者が子どもへの接近禁止命令の発令を申し出た場合、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。



## 第3次白石町男女共同参画推進プラン・DV被害者支援基本計画

発行：白石町

編集：白石町役場 総合戦略課白石創生推進係

〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247-1

TEL0952-84-7132 FAX0952-84-6611